

玉城町鳥獣害防除資材支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、爆竹等の有害鳥獣防除資材を支給することにより、玉城町内における鳥獣害による農林業作物の被害を最小限に防ぐことを目的とする。

(支給対象)

第2条 この支給の対象者は、町内在住の農地の所有者又は耕作者とする。

(支給申請)

第3条 この支給を受けようとするものは、鳥獣害防除資材支給事業交付申請書(様式第1号)により玉城町鳥獣害防止総合対策協議会に申請するものとする。

(交付決定)

第4条 玉城町鳥獣害防止総合対策協議会は、前条の規定による申請を受理した場合、内容を審査し支給すべきと認めたときは、申請者に窓口において直接支給するものとする。

(維持管理)

第5条 支給を受けたものは、鳥獣害防除資材支給事業交付申請書(様式第1号)に掲げる注意事項を確認の上これ遵守しなければならない。維持管理が不適当と会長が認めた場合は、支給品の返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。